

## navigation

## 4月から市役所の組織が一部変更になりました

問総務課 行政・法規係 ☎0978-62-3131

【旧】	【新】
市長政策課	秘書政策課 ・課の名前が変わりました
市長政策課 男女共同参画係	人権・同和対策課 男女共同参画係 ・係が異動しました
	危機管理課 防災係 消防交通防犯係 ・総務課で行っていた業務 が新しい課に異動します
	市民課 保健事業係 ・新しい係ができました
	農林課 世界農業遺産推進室 ・新しい係ができました
耕地水産課 林道係	耕地水産課 治山林道係 ・係の名前が変わりました
福祉対策課	福祉推進課 ・課の名前が変わりました

## メニューが追加されました

## 市政出前講座

市長・市職員が講師として皆さんの地域に出向き、市政をわかりやすくご説明します。ご希望日の1か月前までに秘書政策課まで受講申込書を提出ください。

市長と語ろう	秘書政策課
市の現状と将来ビジョン	秘書政策課
行財政改革	秘書政策課
交通施策	秘書政策課
市役所の業務	総務課
情報公開制度	総務課
防犯	危機管理課
防災知識	危機管理課
交通安全	危機管理課
本年度予算	財政課
市財政の仕組み	財政課
税金の仕組みと納税方法	税務課
窓口業務	市民課
国民健康保険の仕組み	市民課
国民年金制度	市民課
後期高齢者医療制度	市民課
特定健康診査・特定保健指導	市民課

※担当課が変更になる場合があります。受講申込書は各庁舎または市公式ウェブサイトで入手できます。  
赤字は追加または講座名が変更されたものです。

## navigation

## 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を行っています

問子育て・健康推進課 ☎0977-75-1111

任意で行われている高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用について、接種の一部費用が助成されます。

## 【助成対象】

平成26年度中に75歳に到達する(昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれ)杵築市に住民票のある方で、杵築市・日出町の医療機関で接種した場合

【助成期間】 平成26年4月1日～平成27年3月31日

【助成額】 3,000円(1回のみ)

## 【申請時に必要なもの】

・印鑑  
・健康保険証や免許証など、住所・氏名を証明できるもの

## 【助成の手順】

①接種を希望する医療機関等で「委任払い申請」をします。  
②助成金額を差し引いた残りの接種費用を支払います。  
※接種、費用等については、必ず事前にかかりつけ医や接種を希望する医療機関にご相談ください。

認知症	高齢者支援課
高齢者福祉サービスあれこれ	高齢者支援課
障害福祉サービスあれこれ	・福祉推進課
避難行動要援護者支援について	・福祉推進課
子育て支援	子育て支援課
すこやか子育て講座	・育て
あなたを変えるあたりまえ健康講座	・健康推進課
家庭の水道	上下水道課
下水道	上下水道課
消費者問題	商工観光課
有害鳥獣被害防止	農林課
集落営農	農林課
経営所得安定対策	農林課
農地・農業用施設の保全管理	・耕地水産課
水産業	耕地水産課
法定外公共物	建設課
景観計画と届出制度	建設課
城下町地区のまちづくりと届出制度	・建設課
都市計画について	建設課
介護保険	高齢者支援課
介護予防	高齢者支援課

※担当課が変更になる場合があります。受講申込書は各庁舎または市公式ウェブサイトで入手できます。  
赤字は追加または講座名が変更されたものです。

## 70～74歳の国保被保険者の窓口負担が見直されます

問市民課 国保年金係 ☎0978-62-3131(内線 108,136)

70歳から74歳の方の医療費の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされていました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになりました。

見直しに当たっては、対象の皆様の生活に大きな影響が生じることのないように、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されます。

なお、一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

## 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

70歳の誕生日の翌月\*から医療費の窓口負担が  
**2割になります**

\*ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります(例:平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります)

## 【注意】

毎月の負担上限額は、69歳までと比べて下がります。

## 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は  
**1割のまま変わりません**

平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります

【注意】  
毎月の負担上限額は、これまでと変わりません。  
(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳と比べて上限額が下がります)

## navigation

## 市民提案型まちづくり事業【自由型】を募集！

問秘書政策課 ☎0978-62-3131

元気で活力ある協働のまちづくりを推進することを目的に、市民団体などが企画・提案し実施する各種事業を支援します(昨年度までの「地域活力創出事業」の名称が変わりました)。ぜひご活用ください。

## 【申込み期限】 5月23日(金)

※期限後も予算内で随時受付を行いますが、事前に秘書政策課への相談が必要です。この場合の申込み期限は、事業着手予定日の2か月前までです。

## 【対象事業】

- ①人材育成、青少年健全育成事業
- ②地域間交流事業
- ③地域の活力を創出する施設の整備事業
- ④地域の景観、伝統等を活用したイベント事業
- ⑤教育・文化・スポーツ振興事業
- ⑥産業振興事業
- ⑦環境整備事業
- ⑧保健・福祉の増進事業

※ただし、次の各号に該当する事業は交付の対象となりません。

- (1)実施主体が法人及び公共的団体の事業
- (2)営利活動、政治活動又は宗教活動と認められる事業
- (3)一件4万円未満の事業
- (4)通常の公民館活動等の事業
- (5)他に市の助成を受けている事業

【補助率】 補助対象経費の2分の1以内

【補助限度額】 50万円

## 【実施事業についての注意事項】

- ①事務的・管理的経費、食糧費、災害復旧工事、用地取得費、既存施設の維持補修費、公民館建設費などは補助対象経費とはなりません。
- ②事業の採択は、申請団体のプレゼンテーション方式により「市民提案型まちづくり事業審査会」で審査します。
- ③予算総額は1千万円です
- ④同一事業に対する補助金の交付回数は通算3回(1年1回)を限度とします。この通算回数は、昨年度までの「地域活力創出事業」により実施した回数が含まれます。